賦課徴収区域が 受益者負担金とは

と違い、 を受けない方にも同じ負担をさせ税のみでまかなうとすると、利益 ように、 だけが利用できる施設の建設費を 用が必要です。 ることになり、 水道を整備するには多額の費 だれもが利用できる施設 水道のように特定の方 道路や公園などの 公平性を欠くこと

担していただくのが受益者負担金 益を受ける方に建設費の一部を負 水道の整備により利

負担金を納めていただく方

その権利者が受益者となる場合も 借または賃貸借権がある場合は、 その土地に地上権、質権、 域内に土地を所有 今年度、 公告された賦課対象区 している方です。 使用貸

着手.

平成22年4月1

日使用開

道が使用できるようになりました。 始区域を含め約∞mの区域で下

今年度も新たな対象区域を4月

平成3年度から公共下水道工事に

市では、

都市基盤の整備として

土地が対象となります 雑種地、 水道整備区域内)にある 田畑などすべての

この負担金は固定資産税

お知らせします。整備の進み具合により広報などで

用開始区域・時期)

につ

いては、

宅地、 域内

なお、使用できる区域・時期

供

を賦課します。

日付で公告し、

「受益者負担金」

☎52-1111 (内線291·292)

になります。 そこで、

下水道事業

受益者負担金の

拡大されます

問合せ先 市役所上下水道グループ

負担金の対象となる土地

今年度、 公告された賦課対象区

負担金の納付方法

②学校、

③宗教法人法第2条に規定する団

体が使用する境内地

① 国

地方公共団体の土地 幼稚園などの土地

られる土地には、

申請により負担金の減免が受け

ます。

には、 (一定の割合で減額) されます。 納付の場合は、前納報奨金が交付 と一括納付の2通りがあり、 年2回払いの5年分割納付 — 括

⑤町内会が公共の用に使用する集④公衆用道路として使用する私道

25万円です。 第1期の納付期限までです 前納報奨金の限度額は最高 一括納付の対象となるの

負担金の徴収猶予

①地目および現況が農地・山林な 申請により負担金の徴収猶予が

ものではなく、その土地に対してなどとは異なり、毎年賦課される 一度かぎりのものです。

×35円=6万6,500円となりば95㎡の土地の負担金額は、95㎡メートルあたり35円です。たとえメートルあたり55円です。たとえに応じてかかります。土地1平方 負担金は土地の面積(公簿面積)

負担金の減免

課します。この負担金の納付方法区域は、本年9月より負担金を賦平成22年度に負担金を決定した なお、

などがあり、

減免率は20%から25

会所などの土地

%までです。

受けられる土地には どの土地

負担金の額

どを記載-送りますので確認のうえ、 続きをしてくださ 土地所有者の方に地目・面積な した 「受益者申告書」

受益者の申告

申告手 を



神明町二・三丁目の一部

向山町一・六丁目の-

八友田公園

八反田下水植管

向山ことも広場

向山町六丁目

分割納付の場合

期別	納期	押度	7 4	羊目	21	丰目
第1期	9月1日~	30日	7,10	00円	6,60	00円
第2期	翌年3月1日~	~31日	6,6	20円	6,60	20円
++0.00	0/5/0	4.5				

期別	納期	炸度	7 4		21	∓目
第1期	9月1日~:	30日	7,10	DO円	6,60	DOF.
第2期	翌年3月1日~	-31日	6,6	20円	6,60	DOF.

3年目 4年目 5年目 |6,600F 第1期 6,600円 6,600円 |6,600円|6,600円|6,600円

説明会の開催

碧海町四丁目の-

-15 要海グラウンド

中部電力 衣滿変電所

。 碧海町五丁目

- 精海町五丁6

受益者負担金制度と納付までの手続きを理解していただくた めの説明会を6月下旬ごろ(予定)に開催します。(対象となる 土地所有者に直接案内します)

域は次のとおりです。

(地図参照)

神明町二、

三丁目の一部

部

平成22年度に賦課対象となる区

・向山町一、三

賦課対象区域

納付までの流れ

4431301 6 03 7 10 10 1	
6月下旬(予定)	関係者への説明会および受益者申告書の送付
7月中旬 (予定)	申告書を市へ提出
8月中旬	負担金決定通知書の送付
8月下旬	納入通知書の送付(口座振替の方を除く)
9月末日までに	取扱金融機関にて納付 (口座振替は納期末日に引き落とし)

◇負担金額が66,500円(土地の面積が190㎡)の場合

一括納付の場合

コロボコレンショロ			
納付時期	受益者負担金	報奨金額	差引納付額
1年目第1期 (9月1日〜30日)に 全額納付の場合	66,500円	10,690円	55,810円
2年目第1期 (9月1日〜30日)に 全額納付の場合	52,800円	6,650円	46,150円
3年目第1期 (9月1日〜30日)に 全額納付の場合	39,600円	3,560円	36,040円
4年目第1期 (9月1日〜30日) に 全額納付の場合	26,400円	1,420円	24,980円
5年目第1期 (9月1日〜30日)に 全額納付の場合	13,200円	230円	12,970円

13 広報たかはま H22.4.1

④生活保護を受けている受益者が

所有または使用している土地

土地

益者が所有または使用-

している

などがあります。

③災害などにより納付が困難な受②係争中の土地